

定期・成人病、石綿及び特殊健康診断等業務 仕様書

1 業務内容

発注者が指定する職員に対して、別紙1に定める項目の検査を実施する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月24日まで

3 実施期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

定期・成人病健康診断は6月頃に約2週間程度の日程で、石綿健康診断及び特殊健康診断は6月頃に約2週間程度、12月頃に約1週間程度の日程で、再検査は12月頃に約1週間程度の日程で、集団的な検査（巡回健診）を実施する（6月の日程は令和7年度 定期・成人病、石綿及び特殊健康診断日程表案（6月期）を参照）。具体的な日程は、受診者の業務及び会場の都合等を考慮しながら、発注者と受注者が協議の上、決定する。

なお、指定日に受診できなかった職員については、後日、実施期間中に受注者の医療機関において、随時受診するものとする（再検査を除く。）。

4 実施場所及び実施予定人員

別紙2に掲げる水道局の各事業所を巡回方式により実施するものとし、指定時間に所定の健康診断個人票を持参した職員に対し、健康診断を実施する。

便潜血検査及び有機溶剤尿中代謝物検査等に使用する容器は受注者が発注者へ事前に納入するものとする。

5 検査項目及び実施予定人員

各種健康診断の検査項目及び実施予定人員については別紙1のとおりであり、受診者の氏名、性別、年齢、生年月日等は、別途、発注者が受注者へ通知する。

なお、受診人員は予定であり変動がある。

6 健康診断結果

健康診断結果については、健康診断実施後、おおむね1か月以内に、健康診断結果個人票を2部提出すること。

1部は受診者通知用として健康診断結果内容が第三者の目に触れないよう各個人単位で封入封緘し、開封せずに個人の氏名・所属が判別できる状態で提出すること。1部は健康管理者保管用として、所属ごとにファイリングし、本局に提出すること。

7 委託業務実施報告書等の提出

(1) 受注者は、次に定める期間ごとに、遅滞なく、「業務実施報告書」（別紙3）を提出するとともに、健康診断結果をデータ入力したCD-R等電子媒体を提出しなければならない。

ア 契約締結の日から令和7年6月までの実施分

イ 令和7年7月から令和7年12月までの実施分

ウ 令和8年1月から令和8年2月までの実施分

(2) 発注者は、この委託業務実施報告書及び電子媒体が到着した日から10日以内に履行を確認し、適正に履行されていることが確認されたときは、30日以内に委託料を支払うものとする。

8 その他

(1) 水道局の各事業所で、委託業務を行うために必要な電気料金、水道料金、下水道使用料及びガス料金については、発注者が負担する。

(2) この仕様書及び委託契約約款に定めのない事項、又はこの業務の履行に関して疑義が生じた事項については、発注者と受注者で協議の上、対処する。

令和7年度 定期・成人病、石綿及び特殊健康診断日程表案(6月期)

場所	6/9(月)	6/10(火)	6/12(木)	6/23(月)	6/24(火)
基町庁舎 13F講堂			8:40-10:30女性 10:30-11:30男性	8:40-11:00男性 11:00-11:30女性	
牛田庁舎 3階会議室	8:40-8:55				11:30-12:00
緑井庁舎 3階会議室	10:10-10:30				10:20-10:35
高陽庁舎 4階大会議室	11:40-12:00女性 13:00-13:50男性				8:40-9:00女性 9:00-9:20男性
佐伯庁舎 3階会議室		8:40- 9:10男性 9:10-9:20女性			

検査項目及び実施予定人員

検査項目		実施予定人員
定期	1 診察(既往歴及び業務歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査)	174
	2 身長・体重測定 BMI	
	3 血圧測定	
	4 視力検査(5メートル視力(裸眼もしくは矯正))	174
	5 胸部X線検査(直接撮影)	174
	6 尿検査(尿糖・尿蛋白・ウロビリノーゲン・尿潜血)	174
	7 聴力検査(1,000Hz・4,000Hz)	174
成人病	8 血液一般検査(赤血球数・血色素量・ヘマトクリット・白血球数・血小板数)	162
	9 肝機能検査(AST・ALT・γ-GTP・ALP)	162
	10 血中脂質検査(総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)	162
	11 血糖値検査(血糖値・ヘモグロビンA1c)	162
	12 腎機能検査(クレアチニン・eGFR)	162
	13 便潜血検査(ヒトヘモグロビン法)	162
	14 心電図検査	162
	15 胃部X線検査(直接撮影)	66
	16 腹囲測定	162
石綿	17 診察、胸部X線検査(直接撮影)	7
特殊健康診断	18 有機溶剤健康診断 職歴の調査、作業条件の簡易な調査、有機溶剤による健康障害の既往歴・他覚症状・自覚症状の有無の検査、赤血球数、血色素量、尿(糖・蛋白・ウロビリノーゲン)、尿中代謝物(馬尿酸・N-メチルホルムアミド・ヘキサジオン)、肝機能(AST・ALT・γ-GTP・ALP) (有機溶剤中毒予防規則第29条に基づく内容)	48
	19 特定化学物質健康診断 職歴の調査、特定化学物質による健康障害の既往歴・他覚症状・自覚症状の有無の検査 (特定化学物質障害予防規則第39条に基づく内容) (1) コバルト及びその化合物 作業条件の簡易な調査 (2) ジクロロメタン 肝機能検査(AST・ALT・γ-GTP・血清総ビリルビン・アルカリホスファターゼの量) (3) マンガン及びその塩 握力測定	48
	夜間業務健康診断	
	20 診察(既往歴及び業務歴の調査・自覚症状及び他覚症状の有無の検査)	91
	21 身長・体重測定	
	22 血圧測定	
	23 視力検査(5メートル視力(裸眼もしくは矯正))	
	24 尿検査(尿糖・尿蛋白・ウロビリノーゲン)	
	25 聴力検査(1,000Hz・4,000Hz)	
	26 腹囲測定	
再検査	27 血圧測定	12
	28 尿検査(尿糖・尿蛋白・ウロビリノーゲン・尿潜血)	11
	29 血液一般検査(赤血球数・血色素量・ヘマトクリット・白血球数・血小板数)	66
	30 肝機能検査(AST・ALT・γ-GTP・ALP)	
	31 血中脂質検査(総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)	
	32 血糖値検査(血糖値・ヘモグロビンA1c)	
	33 腎機能検査(クレアチニン・eGFR)	
34 心電図	1	

ア	定期健康診断を受診する全職員 受診を希望する2か月以上1年未満会計年度任用職員	検査項目1-7
イ	32才以上の職員及び新規採用職員	検査項目8-14及び16(検査項目15は希望する職員に実施)
ウ	32才未満の職員で、検査項目の追加を希望する職員 受診を希望する2か月以上1年未満会計年度任用職員	検査項目8-14及び16、検査項目15のいずれか又は双方
エ	石綿健康診断該当職員	検査項目17 (6月又は12月に受診)
オ	有機溶剤健康診断該当職員(水質管理課職員)	検査項目18 (6月と12月の2回実施)
カ	特定化学物質健康診断該当職員(水質管理課職員)	検査項目19 (6月と12月の2回実施)
キ	夜間業務健康診断該当職員(牛田・緑井・高陽浄水場勤務の職員)	検査項目20-26 (6月又は12月に受診)
ク	再検査の基準に該当し受診を希望する職員	検査項目27-34の該当項目(12月に受診)

巡回場所及び実施予定人員

実施場所	住 所	実施予定人員(人)							
		定期 成人 6月	石綿 6月	石綿 12月	有機溶剤 特定化学 物質 6月	有機溶剤 特定化学 物質 12月	夜間業務 6月	夜間業務 12月	再検査 12月
基 町 庁 舎	広島市中区基町9番32号	105	1	4					54
牛 田 庁 舎	広島市東区牛田新町一丁目8番1号	19		1			2	25	18
緑 井 庁 舎	広島市安佐南区緑井町311番地	9					9	24	1
高 陽 庁 舎	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	29		1	24	24	2	29	17
佐 伯 庁 舎	広島市佐伯区海老園二丁目11番41号	12							
合計		174	1	6	24	24	13	78	90

※上記人数は予定であり、増減する場合がある。

※場所、時期については予定であるため、実施に当たっては、受診者の業務及び会場の都合等を考慮しながら決定する。

令和 年 月 日

業務実施報告書

令和 年 月 分

(課・所・場分)

住所

氏名

業務名 定期・成人病、石綿及び特殊健康診断等業務（単価契約）

履行場所 広島市中区基町9番32号 広島市水道局基町庁舎ほか4か所

委託期間
(履行期間) 令和7年4月1日 から 令和8年3月24日 まで

実施期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

特記事項

(広島市水道局記入欄)

検査日 年 月 日 検査員 印	決裁日 年 月 日 係 係長 課長
--------------------------	-------------------------------

※広島市水道局使用欄

提出者本人確認等済（提出者： 水道局確認者： ）

注：この報告書は、業務委託の検査要領に定める業務委託について適用する。